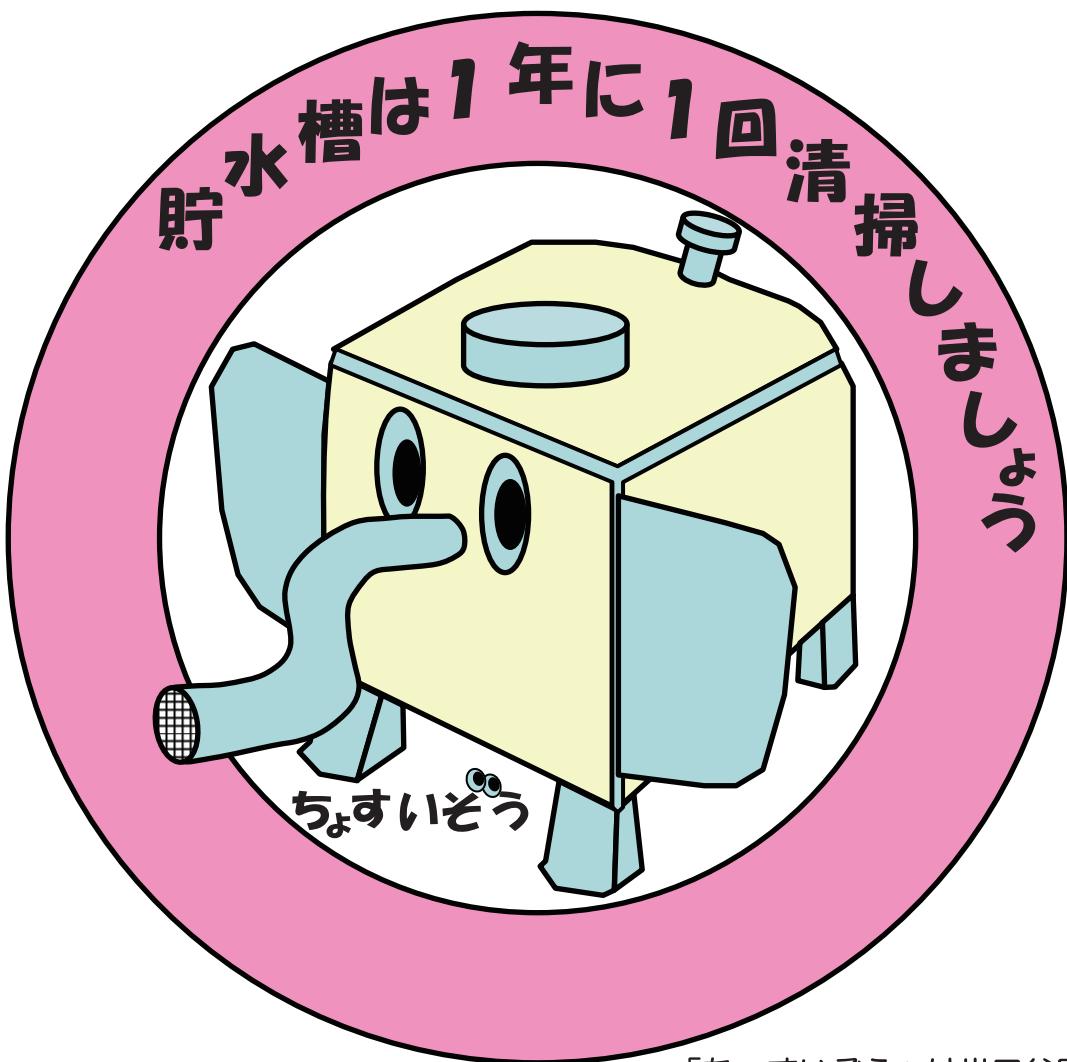


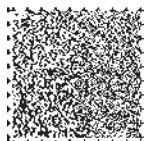
# 小規模給水施設の衛生管理



「ちょすいぞう」は世田谷区の  
貯水槽衛生管理普及啓発キャラクターです

世田谷区世田谷保健所

世田谷区  
SETAGAYA CITY



## 小規模給水施設とは？

ビルやマンションなどの建物に給水する方式として、水道水をいったん貯水槽(受水槽や高置水槽など)にためて、その後ポンプなどを使って建物に給水するタンク式給水方式があります。

世田谷区では、東京都水道局から供給される水だけを水源とし、その水を貯める貯水槽の有効容量\*が10m<sup>3</sup>以下のものを「小規模給水施設」と呼んでいます。ただし、飲み水として使用しないものや水道法および建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用を受けるものは含みません。「世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱」(P9, 10参照)により、管理者が行う望ましい管理などについて定め、安全な給水をお願いしています。

\* 有効容量

受水槽(東京都水道局から供給される水が最初に入る貯水槽)の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。

## 保健所への報告

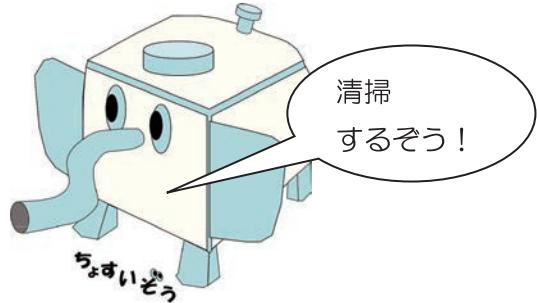
世田谷区内の小規模給水施設の管理者の方は、小規模給水施設を設置または変更、廃止したときは、世田谷保健所へお知らせください。

## 衛生管理のポイントは？

いったん貯水槽にためた水(貯水)は、家庭でやかんなどにためた水と同じで、給水施設の管理者が責任を持って衛生管理を行わなければなりません。

### 1 貯水槽の清掃

貯水槽は通常の使用でも水アカや砂などがたまり、少しづつ汚れていきます。そのため、1年に1度は清掃が必要です。清掃の際は、同時に内部の点検を行いましょう。

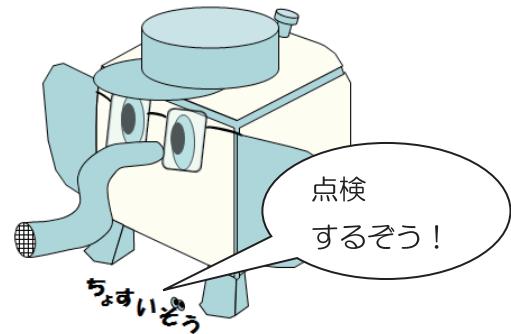


## 2 設備の点検

貯水の安全をまもるために、月に1度を目安に、設備の点検を行いましょう。

主な点検ポイントは、次のとおりです。(毎月点検の詳細はP5, 6参照)

- 貯水槽周囲は整理整頓されているか、不要な物品を置いていないか
- 貯水槽に破損や亀裂などがないか
- 貯水槽内部に異物や沈殿物等はないか
- マンホールは施錠されているか、パッキンが脱落していないか
- オーバーフロー管や通気管の防虫網が破損していないか



## 3 水質検査

貯水の安全を確認するために水質検査を行うことが望されます。

### ① 水の色・濁り・臭い・味のチェック

毎日、蛇口からの水を透明なガラスコップにとり、水の色が透明か、濁りがないか、塩素(カルキ)臭以外の臭いがないか、味に異常がないか調べましょう。(詳細は自分でできる水質チェック(P3)を参照)

### ② 残留塩素濃度の測定

水道水には、様々な細菌を消毒するため、消毒薬として塩素が加えられています。塩素は、汚れた水など細菌を多く含む水が混入すると、細菌や汚れなどにより消費され、急激にその濃度が下がります。日ごろから、残留塩素を測定していれば、水の汚染をいち早く発見できます。

残留塩素濃度測定器で、末端給水栓での遊離残留塩素が 0.1 mg/L 以上あることを週1回確認しましょう。

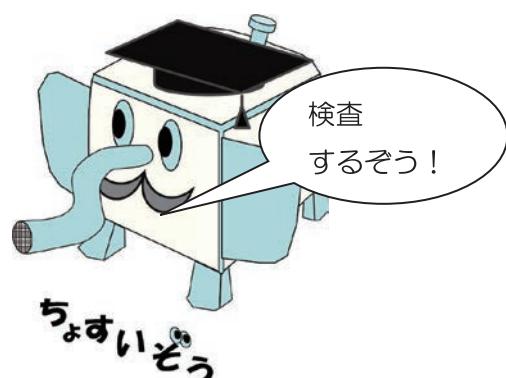
### ③ 水質検査機関による水質検査

点検や清掃などの衛生管理が適切に行われていることなど、総合的な安全を確認するため、次の項目について水質検査を行うことが望されます。

水質検査は、民間の水質検査機関をご利用ください。

#### 水質検査の項目（9項目）

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度



## 4 図面の保存

施設の図面は常に保存し、事故などで必要なときに速やかに確認できるようにしましょう。

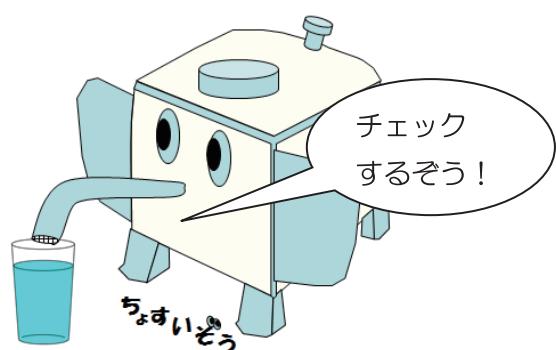
### 自分でできる水質チェック

水道法の水質基準には、色や濁り、臭いや味など、人の感覚による検査項目も含まれています。この検査項目は水の異常をいち早く知る上で、重要な項目です。

無色透明なコップに水道の蛇口から水をとり、以下の①～④の内容についてチェックしてください。

<p>① 黒い紙などの上にコップを置き、白い濁りがないかチェック</p> 	<p>② 白い紙などの上にコップを置き、黒や赤などの濁りがないか、異物がないかチェック</p> 
<p>③ 臭いをかぎ、塩素(カルキ)臭以外の臭いがないかチェック</p> 	<p>④ コップの水を口に含み味に異常がないかチェック</p> 

①～④の中で一つでも異常があったときは、建物の管理者や保健所に相談してください。

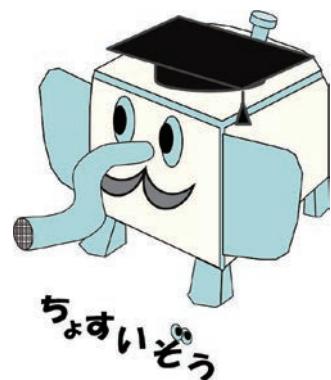


## 安心でおいしい水を飲むために

水道水には、消毒のために塩素が加えられており、消毒の効果は水道水が蛇口から出るまで残留しています。これを残留塩素といいます。

しかし、貯水槽内の汚れの影響などで残留塩素が消費され、一定以上(0.1mg/L以上)の残留塩素を保持できなくなると水道水の安全性が低下します。

また、残留塩素は、時間が経過とともにその消毒効果が消失していきます。そのため、朝一番や旅行などで長期間留守にしていた直後の水は、残留塩素の効果がなくなっている場合があります。朝一番など最初に蛇口から出る水は、バケツ1杯程度を目安に、洗濯や掃除、植栽への水やりなど「飲み水」以外の用途にご使用ください。



## 汚染事故が起きたときは・・・

貯水が汚染されたことがわかったときや、水質の異常により健康を害するおそれがあるとわかったときは、保健所に通報するとともに、速やかに次の措置をとってください。

- ① 利用者に周知し、給水の停止、使用制限の措置をとる。
- ② 給水を停止した場合は、水道直結の水栓などにより代替水を確保する。
- ③ 汚染の原因を取り除き、施設の復旧を図る。
- ④ 復旧後は水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を再開する。



# 貯水槽は毎月点検！

貯水槽が次の状態になっている場合は早めに修繕しましょう！！

## ① 受水槽周囲の植物の繁茂



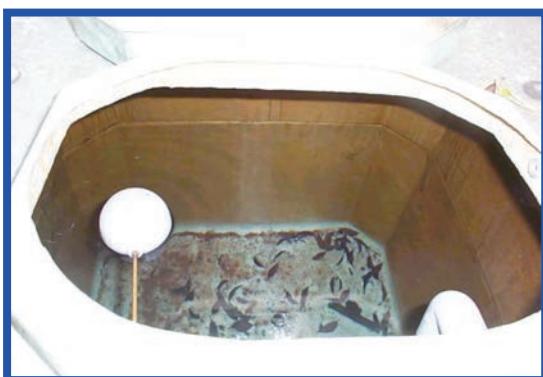
### [植物が与える影響]

受水槽周囲に植物が茂っていると、害虫を誘引して貯水に影響を与えたたり、定期的な点検に支障をきたすことがあります。

### [対策]

除草を行う。

## ② マンホール内のパッキンの脱落や内蓋の破損



### [パッキン脱落や内蓋破損による影響]

左上の写真ではマンホールに設置されたパッキンが劣化し、脱落しています。

右上の写真では内蓋が破損し、亀裂があります（右上写真・赤矢印）。

いずれもマンホールの密閉性が低下し、左下の写真のように水槽内に落ち葉、害虫、雨水等が侵入し、水質悪化の原因になります。

### [対策]

新しいパッキンに交換、内蓋の補修、交換を行う。

### ③ 防虫網の破損



#### [防虫網破損による影響]

左上の写真では通気管に設置された防虫網が破損しています。

通気管やオーバーフロー管の防虫網を破損したままにしておくと、左下の写真のように水槽内に害虫等が侵入（赤枠内）し、水質悪化の原因になります。



#### [対策]

2mm目程度の網で補修を行う。

### ④ 水槽上部等のパネルの破損

#### [水槽のパネル破損による影響]

通気管の破損等により、水槽のパネルに破損（右写真・赤枠内）が生じると、雨水や害虫等が貯水に混入し、水質悪化の原因になります。また、貯水槽の構造的強度の低下をもたらします。



#### [対策]

すぐにパネルの補修を行う。

### ⑤ 排水口空間のないオーバーフロー管



#### [排水口空間がないことによる影響]

オーバーフロー管が排水ホッパに入り込んで排水口空間がない場合、排水が貯水に逆流することがあります。その結果、貯水が汚染される原因になります。

#### [対策]

オーバーフロー管の下端を切断し、排水口空間を確保する。

# 災害時における貯水槽水道の活用方法について

貯水槽は災害時に断水した場合にも、貯水（水槽内部の水）を利用できる可能性があります。しかし、貯水の汚染等には十分注意しなければなりません。※

以下に掲載する活用方法と注意点を、今後の参考にしてください。

なお、各器具については次項の「一般的な貯水槽の例」を参照してください。

## ① 非常用給水栓から給水する。

貯水槽本体等に非常用給水栓を設けることで、貯水槽から直接、容易に貯水を利用することができます。水槽内を汚染させる危険性がなく、最も有用な方法です。

非常用給水栓は災害時以外の使用を防止する措置を講じると共に、災害時以外の使用を禁止する非常用給水栓である旨を掲示しておくことが望ましいです。

## ② 貯水槽上面のマンホールからバケツ等で貯水を汲み取る。

非常用給水栓がない場合の利用方法です。汲み取る際、槽外部の汚れや汲み取りに使用するバケツ等の汚れによる貯水の汚染と、物や汲み取る人の水槽内への落下には十分注意してください。

## ③ 貯水槽底部の水抜き管から給水する。

上記①、②が不可能な場合の利用方法です。水抜き管は、ほとんどの場合、貯水槽内の清掃時にしか使用しないため、以下の問題が発生する可能性があります。

- (1) 水抜き管の配管内が汚れており、水が汚染される。
- (2) 底部から水を抜くため、槽内の底にたまっている鏽やゴミが水に混入する。
- (3) (2)の理由により、水抜き管の止水弁に鏽やゴミがはさまった場合、弁がきちんと閉められなくなり、水を止めることができなくなるため、貯水が全て流出する。

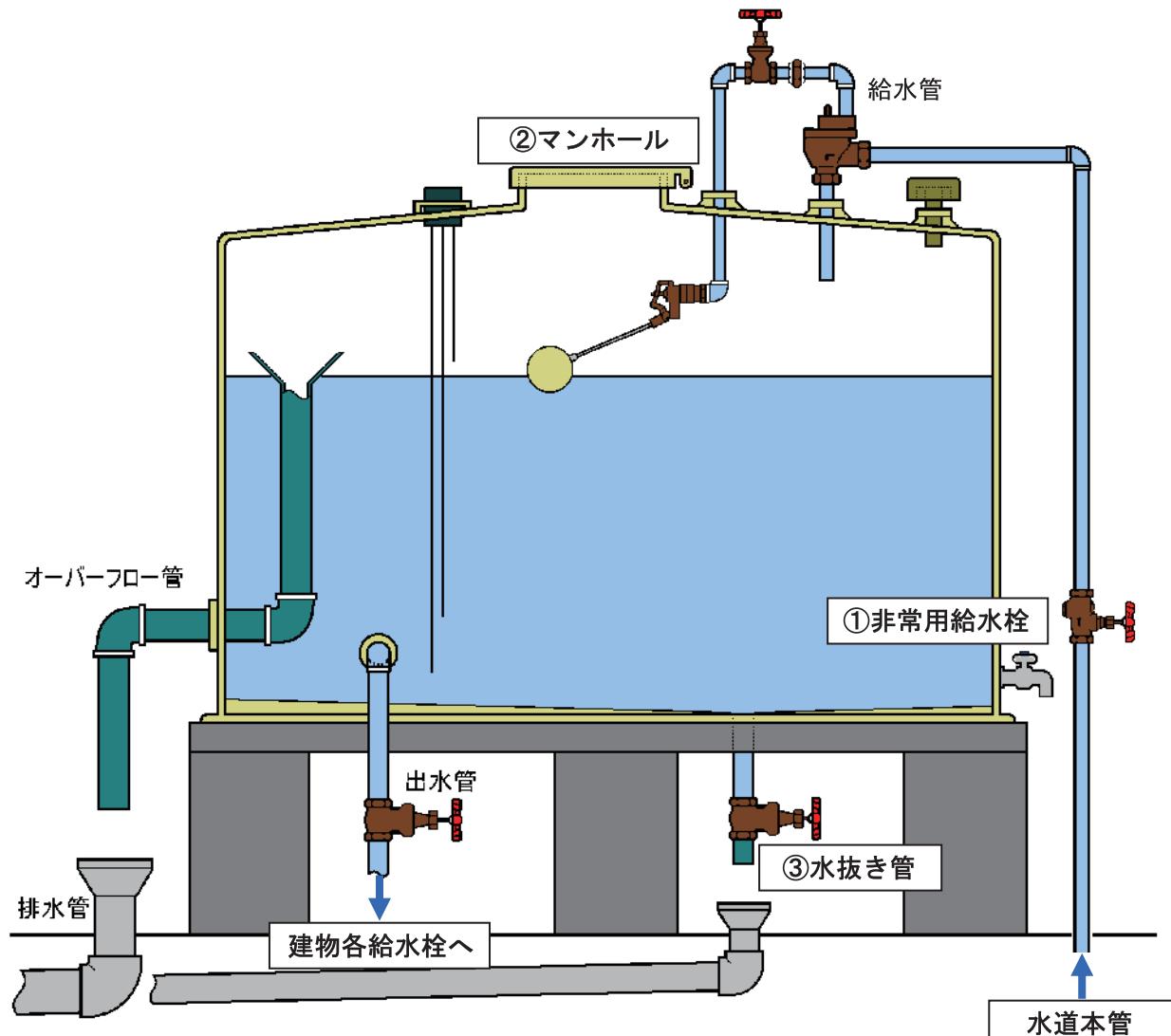
※①～③のいずれの方法の場合にも、以下のⒶ、Ⓑについて確認することが必要です。

Ⓐ 使用前には貯水槽等に水が汚染を受けるような破損がないこと。

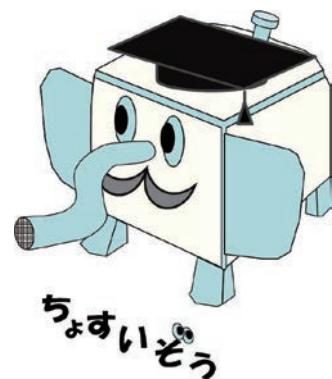
Ⓑ 水に色、濁り、臭い、味に問題がないこと。

Ⓐ、Ⓑに問題がなく、さらに、残留塩素濃度測定器をお持ちの場合は、遊離残留塩素濃度が 0.1 mg/L 以上あることを確認してください。遊離残留塩素濃度が 0.1 mg/L 未満の場合は煮沸、もしくは飲料水の消毒が可能な塩素剤を用いた消毒後に遊離残留塩素濃度が 0.1 mg/L 以上あることを確認してから、飲用してください。

貯水槽水道の貯水を災害時に有効に活用するためには、日常の点検や貯水槽の清掃が重要となりますので、日ごろから貯水槽の衛生管理に努めていただくことが大切です。



一般的な貯水槽の例



# 世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱

世保生発第 1864 号（平成 10 年 2 月 1 日制定）

## 第 1 目的

この要綱は、小規模給水施設の衛生管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## 第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模給水施設（以下「給水施設」という。）

貯水槽を有する水道の施設のうち、都上水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）又は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）の適用を受けないものをいう。

(2) 管理者

給水施設の所有権を有する者又は管理権原を有する者をいう。

(3) 貯水槽

給水施設のうち、受水槽、高置水槽、副受水槽又は圧力水槽等の飲料水を貯める槽をいう。

## 第 3 責務

(1) 管理者の責務

管理者は、給水施設の衛生管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる保健所の助言、指導及び調査について協力するように努める。

(2) 保健所の責務

管理者からの給水施設に関する相談に応じ、適切な助言及び指導を行い、必要がある場合には管理者の協力のもとに調査を行う。

## 第 4 平常時の措置

(1) 管理者の措置

管理者は、給水施設について次に掲げる措置をとるように努めるものとする。

①給水施設を設置し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を保健所に届け出る。  
②貯水槽の周辺を常に清潔に保つ。

③給水施設の損傷等の有無及び状況等について、定期に点検を行う。

④末端給水栓における水の色、濁り、におい及び味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期に行う。その結果、異常が判明したときは、直ちに保健所に連絡してその指導を受ける。

⑤水道法に定める水質検査を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行う。

⑥貯水槽の清掃を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行う。

⑦給水施設は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とする。

⑧給水施設等の必要な図面類を備えるとともに、衛生管理の記録書類については5年間以上保存する。

## (2) 保健所の業務

保健所は、次に掲げる業務を行う。

①管理者に対して、(1)に規定するもののほか、衛生上必要な指導を行う。

②小規模給水施設台帳を整備・保管する。

③給水施設の衛生管理の向上を図るため、計画的に現場調査を行う。

④給水施設の衛生管理に関する住民の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図る。

# 第5 汚染事故発生時の措置

## (1) 管理者の措置

管理者は、給水施設に汚染事故（以下「事故」という）が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所に通報するとともに、次に掲げる措置をとり被害の発生及び拡大を防止しなければならない。

①当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとる。

②速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図る。

③給水停止等の措置をとったときは、代替水を確保する。

④当該施設が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確保してから、給水を再開する。

## (2) 保健所の業務

保健所は、給水施設に事故が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

①情報の収集及び関係機関への連絡

ア 事故の内容を的確に把握する。

イ 必要に応じて水道事業者に連絡し、汚染調査、管理者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにする。

②汚染調査及び水質検査

ア 汚染調査

当該施設の管理者（管理者が不在の場合は、関係者）の立ち会いのもとに現場において水質検査を行い、汚染の原因及び経路を調査する。

イ 水質検査

汚染調査の結果、必要があると認めた場合、水質検査を実施する。

③管理者に対する指導

汚染調査又は水質検査の結果必要があると認めた場合は、(1)の規定に従って適切な措置をとるよう、当該施設の管理者を指導する。

# 付則

この要綱は、平成10年2月1日から施行する。

## **小規模給水施設の衛生管理**

**世田谷区広報印刷物登録番号2025号**

**発行・問い合わせ先**

**世田谷保健所 生活保健課 生活環境衛生**

**電話番号03(5432)2905**

**FAX 03(5432)3054**